

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第 61 号）

- 1 法人県民税の法人税割の税率を 100 分の 5 から 100 分の 3.2 に引き下げた上で、0.8 超過課税し、100 分の 4 とすることとした。（第 40 条及び附則第 13 条関係）
- 2 法人事業税の税率を引き上げることとした。（附則第 14 条の 3 関係）
- 3 自家用の自動車（軽自動車を除く。）に係る自動車取得税の税率を 100 分の 5 から 100 分の 3 に、営業用の自動車及び軽自動車の自動車取得税の税率を 100 分の 3 から 100 分の 2 に引き下げることとした。（附則第 18 条の 2 関係）
- 4 環境性能に優れた自動車に係る自動車取得税の税率軽減を拡充することとした。（附則第 18 条の 2 関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、一部の規定を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。